



NO.74

NPO神奈川県消費者の会連絡会
発行者 村田恵美子

週末消費生活相談は
かながわウィークエンド消費生活相談へ
Tel 045-314-5586
10:00~16:00

うますぎる



もうけ話にご用心!

超低金利時代。銀行や郵便局に預けていても利息はほぼゼロ。利息どころか逆に週末にATMやCDを使って出金すると手数料を取られてしまいます。両替するにも手数料がかかり、利息を受け取るどころか手数料ばかり支払うことになってしまいます。

そこで大切な「虎の子」。お宅はどうしていますか?安心・安全の「元本保証」?それとも多少のリスクを覚悟して「投資」しますか?金融ビックバンが進展し、いろいろな新しい金融商品、投資商品が出回っています。しかしその裏には思わぬ落とし穴があります。「うますぎるもうけ話」のトラブルについて考えてみたいと思います。

相談1.

電話で未公開株1株50万円で譲渡するといわれ、承諾をした。翌日不振に思い解約を申し入れたところ、「約定されているので解約できない。1週間保留にする。」と言われた。契約書面は何ももらっていない。代金も支払っていない。解約したい。
(相談者=当事者 男性 55歳)

相談2.

高齢の母が訪問販売で「必ず儲かる」といわれ外国為替証拠金取引の契約をし500万円くらい支払ったことが最近わかった。母に聞いても詳しいことは判らない。やめさせたい。

(相談者 女性 45歳 当事者 74歳 女性)

未公開株や外国為替証拠金取引のトラブルが増えています。

未公開株について

手口・・・「上場間近」「値上がり確実」などと称して未公開株の購入を勧めます。
銘柄・・・「大塚製薬」「アース製薬」「大塚化学ホールディングス」などが挙げられます。
このほか情報技術（IT）企業を想像させるカタカナ社名もあります。

未公開株・・・証券取引所や店頭で上場されていない株。
新規上場後の初値が公募価格の3倍、4倍までに上昇することがあり人気が高まっています。

未公開株には譲渡制限（株式を譲渡するには取締役会の承認を要すると記載されている。）があることが多く、一般に出回ることはありません。

未公開株が取締役会の承認なしで譲渡されたとき、株券の持ち主はその会社に株主として認められません。

このような株取引を営業として出来るのは証券業の登録を受けた証券会社等しか行えません。登録業者は金融庁のホームページ（<http://www.fsa.go.jp>）で確認できます。

未公開株の勧誘を受けたら・・・

きっぱりと断る。

上場予定だという会社に直接確認してみる。

勧誘してきた会社が証券業の登録を受けた業者か確認する。

相談1へのアドバイス

書面等で契約解除通知を出すよう助言しました。

万が一請求等されても一切支払わないようにと助言しました。

万が一契約をし代金を支払ってしまった人は・・・

警察に被害届を出す。

弁護士や消費生活相談窓口に早めに相談しましょう。



金融庁 未公開株の勧誘にご注意

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/mikoukai/index.html>

金融庁 金融サービス利用者相談室 03-5251-6811 10時～16時

証券取引のトラブルに関する相談は、

日本証券業協会あっせん・相談センター 03-3667-8008(9時～17時)

外国為替証拠金取引

外国為替証拠金取引とは・・・ハイリスク・ハイリターン

少額の証拠金（保証金）を事業者に預託することで証拠金の数倍から10倍程度の資金を動かして、円と海外の通貨（ドルやユーロ等）の売買ができると称する為替差金と金利差金を狙うハイリスクな投機取引で、大きな利益が出る反面、予想に反した場合はその分損失も大きくなる。スワップ金利や取引手数料が絡むため損益計算は複雑である証拠金の50%（業者により違う）の損失が出たときは追証を入れその建玉を維持するか、取引を止めて手仕舞いすることになる。

外国為替相場に関して相応の知識・理解・経験のない人が気楽にはじめられるというものではありません。

トラブル事例・・・

取引の内容を理解せず、また十分な説明を受けずに取引をしてしまった。
電話や訪問で強引に勧誘。

リスクの説明がなく、元本割れしないとされたのに、元本割れした。
必ず儲かるといわれた。

解約したにもかかわらず解約に応じてくれない。

取引を終了したが精算金が支払われない。

平成17年7月1日より改正金融先物取引法で規制

金融先物取引業の登録（これまでの業者は17年12月末までに登録申請）

禁止行為・・・

勧誘の要請をしていない顧客に対し、業者が訪問又は電話による勧誘を行うこと。

契約を締結しない旨の意思を表示した顧客に対する勧誘をすること。

断定的判断を提供して顧客を勧誘すること

広告規制、書面の交付、誠実公正義務、適合性の原理、罰則等

金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>

いわゆる外国為替証拠金取引について～取引に対する新たな規制の内容～

相談2へのアドバイス

金額が高額であることから弁護士へ相談するようにと助言した

業者の行政処分・倒産が相次いでいます。倒産してしまうと資金の回収は困難になります。外国為替証拠金取引には手を出さないように！

相談窓口 **金融先物取引業協会** 03 - 5280 - 0881

参考：国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

東京都消費生活総合センター <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

介護保険制度の改正について(概要)

2005(平成17)年6月29日に「介護保険法等の一部を改正する法律」が公布された。

変更のポイント

1. 従来の要支援、要介護1が要支援1、要支援2、要介護1に再分類されます。それに伴って、「介護予防サービス(新予防給付)」が新たに新設され、要介護2～5までの利用者は従来どおり、要支援と要介護1の利用者は認定審査会でさらに心身の状態をチェックの上、介護度が決定されます。
 - ・・・要介護度の低い利用者(要支援1・2)向けに、心身の状態の悪化防止と改善を図る。
 - 主なものは転倒・骨折・認知症・うつ等の予防と栄養改善指導。
 - ・・・介護保険対象以外(自立)の高齢者向けには、「地域支援事業」を設け介護予防を行う。
 - いつから?・・・H18年4月以降平成20年度までに、体制の整った市町村から順次実施されます。
2. 高齢者の相談窓口として「地域包括支援センター」を新設し、介護予防のケアマネジメント、高齢者虐待、その他種々の相談の受付窓口が新設されます。なお、「地域包括支援センター」は市区町村により運営され、要支援1・2のケアプランの作成等のご利用者の状態により、従来のケアマネージャーが担当する場合と新たに市区町村の保健師が担当する場合があります。
3. 施設利用者の食費、居住費の原則全額自己負担となります。
 - ・・・現在は施設利用者の食費、住居費は保険適用されておりますが、在宅、施設両利用者間の公平性の維持から原則として全額自己負担となります。
 - 但し、ご利用者の収入等により、負担額が減額される場合も有ります。
4. 「地域密着型サービス」が新設されます。
 - 小規模多機能型居宅介護(住み慣れた地域での通所中心で、宿泊(ショートステイ)も可能なもの)
 - 夜間対応型の訪問介護
5. サービスの質の向上のために次の施策が行われます。
 - 事業者の情報開示の徹底。
 - 事業者指定の更新制(6年)の導入。
 - ケアマネージャーの資格の更新制(5年)と研修の義務化。
6. 被保険対象者が拡大(40歳以上の末期がん患者も利用可能に)されます。
 - ・・・従来の15種の「特定疾病」に加え、40歳以上の末期がん患者にも適用可能になります。しかし、日々状態が変化する可能性の高く、病状の急変もある同患者の介護度認定の早期化や末期の余命期間については近日中に委員会で正式決定されます。
7. 介護報酬が改定されます。
 - ・・・平成18年4月から実施の予定です。